

「新郷地域力推進協議会」 会則

(名称)

第1条 この会は、新郷地域力推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、東赤重町1丁目100番地、「新郷地域交流センター」に置く。

(目的)

第3条 協議会は、瀬戸市新郷地域住民が安心して暮らしを営むことができるよう、地域住民相互が協力しあい、良好な地域づくりを進めることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 新郷地域力向上アクションプランの作成。
- (2) 新郷地域内の関係団体との連携、協力体制の構築及び充実。
- (3) 新郷地域力向上に向けての講習会等の開催。
- (4) その他、この協議会の目的を達成するために必要な事業の推進。

(組織)

第5条 協議会は、新郷地域の新郷連区自治会及び各種団体から選出された者と、協議会の目的に賛同する新郷地域住民によって組織する。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) グループリーダー | 数名 |
| (6) 役員会にて承認の新規活動部署 | 若干名 |
| (7) 会計監査 | 2名 |

(役員を選任)

第7条 会長の選任は、協議会員の互選により決定し、総会での承認を得て決定するものとする。

2 副会長、事務局長（庶務・会計）及び会計監査は、会長が指名する。

3 副会長は、庶務、会計を兼務することができるものとする。

(役員職務)

第8条 役員職務はそれぞれ次に掲げるものとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会の運営推進及び庶務を行う。
- (4) 会計は瀬戸市の決められた書式により処理する
- (5) 会計監査は、協議会の会計の監査に当たる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、役員任期は2年とし、再選は妨げないとする。なお、所属団体の職を離れたときも継続して就任できるが、本人の申し出により継続出来ない場合は、後任者が残任期間を務めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、役員に特別な事情が生じた時は、その職を解くことができる。

(会議)

第10条1 協議会の会議は、総会、役員会、地域力推进会議とする。

2 会議は、会長が招集し、議長は事務局長他が務めるものとする。

(総会)

第11条 総会は、1年につき最低1回開催し、次の事項を審議し、承認する。

- (1) 協議会の会則の制定及び改廃に関する事項。
- (2) 役員承認に関する事項。
- (3) 事業計画、収支予算及び事業報告、収支決算に関する事項。
- (4) その他議長が必要と認める事項。

2 総会は、協議会員の過半数の出席者で成立し、出席者の過半数をもって議事を決する。ただし会則の改廃については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じ開催し、次の事項を審議する。

- (1) 地域力推進活動の強化、促進に関する事項。
- (2) 地域力推進活動に関する、予算、費用に関する事項。
- (3) グループの新設、改廃に関する事項
- (4) その他会長が必要と認める事項。

(地域力向上推進会議)

第13条 地域力推進協議員会は、構成された委員により、新郷地域における地域力向上にかかる諸活動の情報交換、確認、意見の調整及び活動の推進等を行う。

(報酬)

第14条 協議会員及び役員報酬は無報酬とする。

(経費)

第15条 協議会運営のための必要な経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 協議会の収支予算は、役員会において編成し、総会の承認を得なければならない。

2 協議会の収支決算は会計が作成し、会計監査を経て総会にて承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(補則)

第18条 この会則に定めるものの他、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

1 この会則は、平成29年5月25日より施行する。

(改訂)

- 1 (役員任期)第9条「役員任期は、協議会の目的が達成された時までとする」を「役員任期は、2年とし、再選は妨げない。」とする。
- 2 (会議)第10条1「協議会の会議は、総会、役員会、地域力向上推進会議」を「協議会の会議は、総会、役員会、地域力向上推進会議」とする。
- 3 (会議)第10条2「会議は、会長が招集し、議長は委員長が務めるものとする。」を「会議は、会長が招集し、議長は事務局長他が務めるものとする。」とする
- 4 この改訂は、令和2年5月21日より施行する。